

# 日本金属株式会社定款

2022 年 6 月 29 日



**日本金属株式会社**

# 日本金属株式会社定款

(2022年6月29日改定)

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、日本金属株式会社と称し、英文では、NIPPON KINZOKU CO., LTD. と表示する。

### (本店の所在地)

第2条 当社は、本店を東京都板橋区に置く。

### (目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 冷間圧延鋼帯、みがき特殊帯鋼及び冷間圧延ステンレス鋼帯その他各種金属冷間圧延製品の製造及び販売
- (2) 前号の加工品の製造及び販売
- (3) マグネシウム合金塊及び同合金帯の製造及び販売
- (4) マグネシウム合金加工品の製造及び販売
- (5) 電気機械器具並びに磁性材料の製造及び販売
- (6) 工作機械その他諸機械器具（工具類を含む。）の製造及び販売
- (7) 建具工事、機械器具設置工事、消防施設工事の設計、施工、監理及び請負
- (8) 自動車部分品・附属品の製造及び販売
- (9) 前各号に附帯関連する一切の業務

### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2千400万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

**(招集権者及び議長)**

**第 13 条** 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

**(電子提供措置等)**

**第 14 条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**(決議の方法)**

**第 15 条** 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

**(議決権の代理行使)**

**第 16 条** 株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

## **第 4 章 取締役及び取締役会**

**(員数)**

**第 17 条** 当社の取締役は、10 名以内とする。

**(選任方法)**

**第 18 条** 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役選任の決議は、累積投票によらないものとする。

**(任期)**

**第 19 条** 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

**(代表取締役、役付取締役及び相談役)**

**第 20 条** 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって相談役若干名を定めることができる。

**(取締役会の招集)**

**第 21 条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
- 3 招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間をさらに短縮することができる。
- 4 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

**(取締役会の決議の省略)**

**第 22 条** 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

**(取締役会規則)**

**第 23 条** 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

**(報酬等)**

**第 24 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

**(取締役の責任免除)**

**第 25 条** 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## **第 5 章 監査役及び監査役会**

**(員数)**

**第 26 条** 当会社の監査役は、5 名以内とする。

#### (選任方法)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (常勤の監査役及び常任監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- 2 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。

#### (監査役会の招集)

第 30 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- 2 招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間をさらに短縮することができる。
- 3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会規則)

第 31 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### (報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

#### (監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

#### (会計監査人の責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には、利息をつけない。

## 附 則

1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。